

平成25年度 第3回川崎市教育改革推進協議会（摘録）

開催日時 平成26年1月6日(月) 18:00～20:00

開催場所 明治安田生命ビル2階 第2会議室

出席者 小松委員、高木展郎委員、田中委員、大下委員、伊藤委員、杉村委員、松本弘委員、小原委員、佐藤委員、渡邊委員、高木正之助委員

(事務局) 渡邊教育長、原田総務部長、山田教育改革推進担当部長、高梨職員部長、芹澤学校教育部長、渡部生涯学習部長、野本企画課長、田中企画課担当課長、池谷生涯学習推進課長ほか

傍聴者 なし

欠席者 松本芳弘委員、門倉委員

司会 野本企画課長

1 開会

2 教育委員会あいさつ（教育長）

（報告）

3 「市政への考え方」について

・・・資料1

4 学級編制基準・県費教職員の定数決定・給与負担等の事務・権限の移譲について

・・・資料2

（協議題）課題への対応

5 学校と地域の連携

・・・資料3

（1）現状と課題、今後の方向性

（2）具体的な取組の例

報告 「市政への考え方」について

（事務局説明）

委員 議会では、この報告について質問や意見はあったのか。それとも、報告のみ行われたのか。

事務局 市長から報告が行われ、代表質問、一般質問があった。

委員 7ページに「習熟度別クラスの考え方」とあるが、義務教育になじむのか疑問に思う。市長はこれについてどうお考えなのか。

事務局 習熟度別クラスについては、議会の中でも質問があった。市長は、これから現場を見たり教職員の意見を聞いたりしながら、教育委員会と議論していきたいと言われている。今後、教育委員の皆さんと意見交換しながら、

その辺りを明らかにしていく段階とご理解いただきたい。

委員 習熟度別クラスの「考え方」としているために、微妙な表現になっている。国でもそういう考え方が出てきているようなので、これを進めるにあたっては、できるだけ丁寧に正確に伝えていただければと思う。

委員 8ページ中段に、「地域の教育力を高めていくことが、本当に教育を変えていくのだと思います」と明記されているので、ここを行政としてもきっちり受け止めていただき、施策に反映していただきたいと思う。

報告 学級編制基準・県費教職員の定数決定・給与負担等の事務・権限の移譲について (事務局説明)

委員 2枚目の「所要額等の試算」について、本市の県費負担教職員分給与が約396億円、財源移譲が367億円とあるが、県のほうから367億円来ると考えていいのか。

事務局 そうである。個人住民税所得割の2%が移譲された場合には367億円が地方に財源移譲される。不足額については、国の地方交付税で措置されるよう要請している。

委員 冒頭に書かれている「国が地方財源措置を検討し」というのは、そのことを指しているのか。

事務局 そうである。3段落目の「国において必要な法制上の措置等を講じられたい」という部分も、地方交付税等の措置という意味合いを含んでいる。

委員 差額は国が負担すると理解していいのか。

事務局 まだ細かいところは決まっていない。地方交付税の措置や税源移譲の内容については今後の協議となる。

委員 学級編制基準や定数については、もう少し自主的に決められる部分が出てくるのか。

事務局 現在は、教職員の国庫負担金の請求等は県からしかできず、市で独自に雇う場合は全額市が負担しなければならないが、移譲されれば、必要な加配について市が直接国に要請できるという形になるので、その点では柔軟性が出てくる。しかし、これまで県がやってきた業務を市が担うことになるので、その負担は増えることになる。

委員 行政の組織として、今は県教委の下に川崎市の教育委員会があるという位置づけだと思うが、その体制も変わってくるのか。

事務局 今は、定数や学級編制については県とのやりとりの中で行っているが、今後は県を経由せずに川崎市が直接文科省とやりとりをすることになる。

委員 前回、学習指導要領が変わった時は、県から資料や指導を頂いたが、そういうことも今後は川崎市独自でやることになるのか。

事務局 県費負担教職員給与費等については、そのような形になる。しかし、その他の、例えば学習指導要領の指導等については、都道府県が市町村に助言をするという部分は従来どおり残っている。

協議課題 課題への対応

学校と地域の連携

(1) 現状と課題、今後の方向性について

(事務局説明)

- 委員 5ページの⑧に「庁内会議」とあるが、これは教育委員会の中だけではなく、他の部門も含めた全庁的な組織として考えられているのか。
- 事務局 まだそこまで具体的には考えていない。頂いた意見を参考にしながら進めていきたいと思っている。
- 委員 地域教育会議は、地域課題に取り組んで解決していくという当初の思いが薄れてきている部分もあるため、そろそろ組織的にも見直しが必要ではないかと思っている。
- 委員 また、今までは何を課題とするかや取り組み方は地域によって違っていたが、今後は市長が言われている「寺子屋」に向けて、学習支援や体験活動支援等の学校への支援活動も課題として考えていきたいと思っている。
- 委員 「今後の方向性」は、今まで川崎でやっているものをあらためて検討した上で、今後どのような目的を持たせて取り組んでいくという考えを持って出しているのか。例えば、他県等では地域や学校の特色を考慮せずに進めたためコミュニティスクールがうまくいっていないケースがあると聞いている。本市でコミュニティスクールをやっていく際には、そういうことを踏まえて学校運営協議会で慎重に検討した上で、進めていただきたい。
- 委員 コミュニティスクールについては、一番古いところでは9年目を迎えており、途中でやめたところはないと思う。川崎の場合は8校であるが、成果は上がっていると思う。
- 委員 コミュニティスクール化することで、学校がやりづらくなるということはないのか。
- 委員 私は5つの学校のコミュニティスクールに関わっているが、今のところ、やめようという学校はない。ただ、長いところでは校長が変わっていく中で、やりにくいとか、メリットがないと言われる校長もおられると聞いている。
- 委員 一つ一つのことを決めるのに、地域への説明等のステップを踏みながら決めなければならないなど手順が多く、時間がかかるという話は校長の間でよく聞かれる。
- 委員 そういうデメリットもあるが、積極的な学校では、9年間で100回の会議を行っていて、成果は上がっていると思う。
- 委員 学校と地域の連携といっても、今の実情としては全部学校の負担となっている。学校と地域の連携は当然必要だが、学校の負担にならず、地域で実務的な部分を担うようなシステムや、学校と地域をコーディネートする機能を確立することも大事である。
- 委員 ご指摘のとおり、言葉としては「支援」となっているが、実際には学校に負担をかけているという状況があるので、できるだけ早くwin-winの関係にできるよう努めなければならないと思う。
- 委員 学校の施設を市民が借りた時、掃除はどうしているのか。子どもたちの負担になってはいないのか。
- 委員 本校の場合は使った方に清掃してもらっている。その他の部分については、施設開放委員会に委託している形になっているものの、実際には学校がコーディネートをしているところもあるなど学校への負担は出ている。
- 委員 使用上のルールとして全市的に統一したようなものはないのか。

- 事務局 学校施設開放については、規則・要項等を定め、使用上のルールについても全市統一のものを示している。それらに沿わないケースがある場合には、学校や開放指導員を通してルールの徹底を図っていただいている。
- 委員 地域教育会議も、ほとんどが学校に事務局を置かせてもらい、かつ、会議の場所も学校を使わせてもらうなど、学校に負担をかけているというのが実情である。
- 委員 私も一時期地域教育会議に関わっていたが、学校の先生や校長もずっと付き合って残っておられた。
- 委員 先ほどの win-win の関係について、学校運営協議会等で、学校ができないことで地域の方にできるという辺りの具体が出てくると、win-win の関係が実現できるのではないかと思う。学校としては、具体的にどんなことを地域がやると一番助かるか。
- 委員 我々がありがたいと思うのは、地域の方たちが地域の子どもたちの情報を寄せてくれるということである。そういう話し合いができると、会議が活性化すると思う。
- 委員 他にもいろいろなケースがあると思う。通学路の安全に地域が協力したり、あいさつ、読書活動、学習のボランティア等で学校の教育活動に関わってもいいと思う。また、町内会と学校が協力して防災の訓練をやるようなケースや、土曜授業を地域主導で行うような取組も出てきている。
- 委員 今、菅生中学校区の地域教育会議では、実際に学校に入って学習支援を行っている。また、臨港中学校区では、地域教育会議が中学の職業体験の受け皿を担っている。

(2) 具体的な取組の例

(事務局説明)

- 委員 今の説明について、寺子屋の推進会議というのは、全市で1つという形なのか。
- 事務局 まずは7校のモデル事業からスタートするので、その段階では1 推進会議という形で、将来的に実施校が増えていけば、その体制に合わせて検討していきたいと考えている。
- 委員 実施主体として、地域教育会議やNPOを想定されているということだが、そうすると、地域の方々がそこに参画していくのではなく、実施主体は1つで、地域の方々はそのサービスの享受するようなイメージなのか。地域の人たちが一緒に入りながら、地域の寺子屋事業を地域の人たちで運営していくということは想定されていないのか。また、この事業による学校のメリットとしては、どんなことを想定されているのか。
- 事務局 モデル事業の検討の段階であるが、事業主体については、その団体のみで実施するのではなく、その団体が中心となって進めながら、地域全体を巻き込んで、広く人材を活用するような形を想定している。学校のメリットについては、学習支援や体験活動の部分等でのメリットが考えられる。
- 事務局 実施主体については、今はあくまでも取り掛かりの段階で、既存の部分を活かすという考え方で、ここにあるようなものを挙げている。こことは別に、社会教育の部分でのプログラムも用意しているので、そことのジョイントも将来的には考えられると思っている。
- 委員 地域の企業や大学等が主体となる形も考えられると思う。

- 委員 実施主体としてNPOが挙げられているが、NPOだけで実施するのではなく、地域の人に広く呼び掛けて、地域の声を聞いたり、地域の人材に参加してもらいながら、みんなで一緒につくっていくというののも1つのやり方だと思っている。
- 委員 7校というのは、区に1校なのか。
- 事務局 区に1校が望ましいとは思っているが、まずは取り組めるところからという形になると思うので、初年度については偏りがあるかもしれない。
- 事務局 地域性等もあるので、できるところから始めたいと思っている。
- 委員 平日週1回と土曜日を月2回実施するということだが、今、子どもたちは大変忙しいので、この辺りは慎重に検討する必要があると思う。
- 委員 忙しい子とそうでない子で二極化している現状の中で、本当に来てほしい子には来てもらえず、忙しい子がより忙しくなるという恐れもある。
- また、学校教育の中でこういうものをどう位置づけるかを、学校と子どもそれぞれの立場から考えなければならないと思う。しかし、最初から丁寧にやろうとすると負担になるので、やれることからやっていくという形でいいのではないかと考えている。
- 委員 先日、地域の親御さんや子どもたちに呼び掛けて、体験学習のイベントを行ったところ、日曜日にも関わらず100人以上が参加され、大変好評を頂いた。このことから、地域の人たちは打てば響くということを実感したので、事例として紹介させていただいた。
- 委員 PTAでも、元教員の人などに学校で復習の指導をしてもらうなどの学習支援をしたいと考えていたところであり、寺子屋事業に近い形だと思った。コーディネーターについては、我々のイメージとしては、常駐して頻繁に学校と情報をやりとりするような形が望ましいと考えている。
- 実施回数については、週1回となっているが間隔が開き過ぎだと思うので、もう少し多いほうが良いと思う。この取組により、どの子にも同じように学習の機会が与えられるので、大変ありがたいと思っている。
- ただ、学校教育と社会教育をある程度きちんと分けないと、学校に負担が掛かる可能性がある。そういうところに関しては、コーディネーターがしっかり調整するとか、地域のシニアの知識や経験を活用するときにも、学校にとって必要なものをコーディネーターが選ぶような仕組みにするより理想的だと思う。
- 委員 川崎市には既に十数年前から、「夢教育21」という学校で独自性を出す事業があり、その中で体験学習やゲストティーチャーを招いた授業はすでにやってきている。そういうシステムがある上で、この寺子屋のシステムを導入することは、校長会に伝えてもメリットは感じられないと思う。
- また、コーディネーターという言葉が多く出てくるが、学校の全学年の子どもたちのニーズを理解して内容をコーディネートできるような方はなかなかおられないと思われ、結局学校がやることになるのであれば、夢教育21で既にやっているということになる。市長は、教育を地域でも支えていくということということで寺子屋と言われているが、もう少し何をどうするかというところを整理しないと、このままでは無理があると思う。
- 委員 夢教育21の事業だと思うが、大学生がわくわくプラザの子どもたちを対象にした学習支援を行っているのに、それが活用されていないという状況もある。

- 委員 それについては、PTAとしては、教育の観点からの学習支援をしてほしいと考えていたのだが、その主体になっているところとしては、子どもの自学自習の場を提供する取組という認識であって、それ以上のことはしないとされている。
- 委員 新宿区では、半分が外国人というクラスで何人もの学生がマンツーマンで放課後の学習を見るなど盛んに学習支援が行われている。子どもたちも大人が行くより大学生の方が勉強の意欲が高まっているので、川崎市でもぜひ教員志望の大学生等を活用して、わくわくの学習支援を強化し、この寺子屋と結び付けて子どものバックアップをしていただければと思う。
- 委員 PTAでは学習支援をメインに考えている。学習状況調査において、何割かの子どもたちが、分からない部分があるという結果が出ているので、そこをフォローするために、放課後に退任した先生等に協力していただき、復習をメインに学習する環境をつくっていただければ、より理解が深まるのではないかと考えて、お願いをしているところである。
- 委員 地域の寺子屋まではいかないが、私の学校も臨港中学校区の一員なので、来年度は本校が事務局を受けることになっている。そういうものに参加することで、地域の方と話をしたり、一緒に協力していろいろな活動をしなが、徐々に広がりや信頼関係が生まれる。そういうものを突破口に、養護学校と地域とが結び付いていければと思っている。
- 委員 養護学校が一般の学校の子どもたちや保護者を支援することも期待されているのではないかと。
- 委員 それもある。巡回して相談に乗る活動や、本校で公開講座を開いて、関わりの難しいお子さんの指導の仕方等を学習するというような活動も大事だと認識しているので、今後も取り組んでいきたいと思っている。
- 委員 地域との連携や具体的な取組について話してきたが、現場としては、現実に行っていることに屋上屋を重ねるようなことにならないように、また、課題が解決されないまま施策だけが次々に新しく出てくるというような状況にならないように、現状をしっかりと踏まえた上で、いろいろなプランを実践していかなければならないと思う。
- 委員 国の政権が変わると教育の内容まで変わることがあるが、義務教育の9年の間にいろいろなことが変わって、一番被害を受けるのは子どもたちである。川崎市においても同様で、やはりこういった事業は、これまで培ってきたことを基本に、施策的に合う部分をきちんと考えながら、慎重に進めなければならないと思う。
- また、いろいろな取組を行うことは確かにいいのだが、日々の授業に支障をきたさないような配慮を忘れてはいけないと思う。学校の先生方は、今、職務的にも時間的にも非常に負担が多い状態で、校長も1カ月に1日も休めないというケースも多く出ている。そういうことを含め、全体像をきちんと押さえながら施策をやっていかなければならないと、今日の議論を聞いていて感じた。
- 委員 子どもたちのためということを根本に支援を考えなければならないと思っている。川崎市はこれまでも教育における成果を多く挙げてきているが、一層、質・量ともに充実させていければと思っている。
- 委員 先ほど、市長の言葉に社会教育の観点がなと意見を述べたが、この寺子屋事業はまさに社会教育である。「学校と地域の連携」の中に位置づけ

られているので、学校も関わるようなイメージを持たれがちだが、場所として学校を使うだけで、制度としては学校教育と切り離して、社会教育の側で責任を持ってやるべき事業だと思う。

委員

子どもたちにぜひ川崎で育てほしいとか、川崎で教育を受けて良かったと思われるようなまちにしていければと思っている。

以 上